

◎新潟県告示第319号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の検査を次のとおり実施する。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 実施の目的

牛のブルセラ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 前年度までに検査を受けていない6か月齢以上の搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- (2) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- (3) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
 - (2) 急速凝集反応法又はエライザ法
-

1 実施の目的

牛の結核病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 前年度までに検査を受けていない6か月齢以上の搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- (2) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- (3) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
 - (2) ツベルクリン皮内反応法
-

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 前年度までに当県にて検査を受けていない6か月齢以上の県外導入牛で、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- (2) 平成27年以降に県外から導入された6か月齢以上の牛で、繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛
- (3) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- (4) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
- (2) スクリーニング法、リアルタイムPCR法又はヨーニン反応

-
- 1 実施の目的
牛のピロプラズマ病の発生を予防するため
 - 2 実施する区域
県内一円
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
(1) 放牧牛
(2) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛
 - 4 実施の期日
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
 - 5 検査の方法
(1) 臨床検査
(2) 血液検査

-
- 1 実施の目的
牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため
 - 2 実施する区域
県内一円
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
月齢又は推定月齢が満48か月齢以上で死亡した牛
 - 4 実施の期日
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間
 - 5 検査の方法
エライザ法

-
- 1 実施の目的
馬伝染性貧血の発生を予防するため
 - 2 実施する区域
県内一円
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項第5号から第9号までに掲げる馬のうち家畜保健衛生所長が必要と認める馬
 - 4 実施の期日
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
 - 5 検査の方法
(1) 臨床検査
(2) 寒天ゲル内沈降反応法

-
- 1 実施の目的
豚コレラの発生を予防するため
 - 2 実施する区域
県内一円
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜保健衛生所長が必要と認める豚
 - 4 実施の期日
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
 - 5 検査の方法
(1) 臨床検査

(2) エライザ法

- 1 実施の目的
豚のオーエスキー病の発生を予防するため
 - 2 実施する区域
県内一円
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
(1) 県外導入豚（繁殖豚又は繁殖候補豚）
(2) 家畜保健衛生所長が必要と認める豚
 - 4 実施の期日
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間
 - 5 検査の方法
(1) 臨床検査
(2) ラテックス凝集反応法
-

- 1 実施の目的
豚流行性下痢の発生を予防するため
 - 2 実施する区域
県内一円
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜保健衛生所長が必要と認める豚
 - 4 実施の期日
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間
 - 5 検査の方法
(1) 臨床検査
(2) 中和試験
-

- 1 実施の目的
鶏の家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）の発生を予防するため
 - 2 実施する区域
県内一円
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
種鶏及び種鶏用ひな
 - 4 実施の期日
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
 - 5 検査の方法
(1) 臨床検査
(2) 急速凝集反応法
-

- 1 実施の目的
蜜蜂の腐蛆病の発生を予防するため
- 2 実施する区域
県内一円
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
県外転飼蜂群
- 4 実施の期日
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
- 5 検査の方法

- (1) 肉眼的検査
 - (2) 脱脂乳による試験
 - (3) 細菌学的検査
-

1 実施の目的

蜜蜂の腐蝕病の発生を予防するため

2 実施する区域

家畜保健衛生所長が指定する区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

県内定飼蜂群

4 実施の期日

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 肉眼的検査
 - (2) 脱脂乳による試験
 - (3) 細菌学的検査
-

1 実施の目的

牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため

2 実施する区域

家畜保健衛生所長が指定する区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏（概ね前年11月から本年4月までに生まれたもの）又は抗体陰性の牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

平成27年6月1日から平成27年11月30日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
 - (2) 中和試験
-

1 実施の目的

豚の流行性脳炎の発生を予察するため

2 実施する区域

家畜保健衛生所長が指定する区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏（概ね前年11月から本年4月までに生まれたもの）でワクチン未接種の豚であって、家畜保健衛生所長が必要と認める豚

4 実施の期日

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
 - (2) 赤血球凝集抑制反応法
-

1 実施の目的

家きんの高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養している農場のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める農場

4 実施の期日

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
- (2) エライザ法
- (3) その他必要な検査